

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19K02449

研究課題名(和文) 矯正教育としての「満蒙開拓青少年義勇軍」の送出に関する歴史的研究

研究課題名(英文) Historical Study on the Sending of the "Manchurian Youth Volunteer Corps for Manchuria" as a Correctional Education

研究代表者

白取 道博 (SHIRATORI, Michihiro)

横浜国立大学・教育学部・教授

研究者番号：00226325

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、「満蒙開拓青少年義勇軍」に応募した少年保護処分対象者の存在に焦点を合わせ、その募集・送出過程に関与した諸機関・諸団体の論理と送出の実態とを明らかにすることを目的とした。得られた知見は以下の二点である。

第一に、矯正院・少年教護施設において出院後の進路として提示された青少年義勇軍への応募は、陸海軍への現役志願と並び、当該期の少年保護処分対象者が更生した姿を自ら示してみせる手立ての一つであった。

第二に、応募勸奨活動の政策上の推移は、少年保護関係機関にとって国家の秩序の埒外に突出した者に対する矯正教育の達成の端的な指標は当面する国家目的への挺身であったことを証するものであった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

矯正教育に関する歴史的研究において青少年義勇軍の送出に関する論及は貧困である。矯正院・少年教護施設在籍者に対して青少年義勇軍への応募が懲罰された事実に関する指摘は見受けられるものの、総体を知ることはできない。重要な史料への言及があるものの、青少年義勇軍政策の展開過程に対する顧慮がなく、歴史的意味の誤認も見受けられる。関連行政の歴史的推移を叙述した矯正協会『少年矯正の近代的展開』(1984年)は重要な史料の存在を伝えてくれるものの、政策の展開過程の歴史的含意に関する論及に欠けるところがある。本研究はこうした研究状況に基礎的な知見を提供した。

研究成果の概要(英文)： This study focused on the existence of juveniles who applied to the "Manchurian Youth Volunteer Corps" and aimed to clarify the logic of the agencies and organizations involved in the recruitment and sending process, as well as the actual conditions of the sending process. The following two findings were obtained.

First, the application to the Youth Volunteer Corps, which was offered as a post-release career path in correctional institutions and juvenile education facilities, was one of the ways to show that the juveniles subject to juvenile protective sentences had been rehabilitated, along with volunteering for active duty in the army or navy.

Secondly, the policy trend of encouraging the application for the volunteer army proved that for the organizations concerned with juvenile protection, the immediate indicator of the achievement of correctional education for those who had stepped out of the bounds of the national order was their dedication to the immediate national objectives.

研究分野：教育学

キーワード：満蒙開拓青少年義勇軍 少年保護 矯正教育

1. 研究開始当初の背景「満蒙開拓青少年義勇軍」(以下、青少年義勇軍と略記する)は、周知の如く、中国東北部を入植地として日本帝国政府が実施したいわゆる満州移民の一形態である。当該地域に対する日本帝国の支配の基盤であった「満州国」を受け入れ国として、1938(昭和13)年から1945(昭和20)年にかけて各道府県で公募された。満州移民の諸形態の中において青少年義勇軍は、数え年16~19歳(「徴兵適齡臨時特例」公布後は18歳)に設定された応募適齡に加え、入植までの手順においても特異な存在であった。各道府県で採用された応募者は、「満蒙開拓青少年義勇軍訓練所」(茨城県)において軍隊に擬した指揮命令系統の貫徹する隊組織に編成され、2~3カ月の訓練ののちに「満州国」に渡ることになっていた。そして、「満州国」内に散在する「満州開拓青年義勇隊訓練所」における3年間の訓練を経たうえで、おおむね訓練時の組織である中隊(300名)を基礎として入植することになっていた。また、入植後は、「義勇隊開拓団」なる呼称をもって他と区別された。

青少年義勇軍は、その呼称が端的に示すように、国家目的に自発的に挺身する青少年を待望する社会の所産である。その募集・送出過程には、関与した諸機関・諸団体が内包する青少年観が投影される。社会的存在条件に明確な相違のある応募者の募集・送出過程は独自に究明する必要がある。こうした観点から応募者の社会的性格の特徴を把握しようとする論及は見当たらない。

本研究は矯正教育に焦点を合わせてこうした研究状況を打開することを目指した。

2. 研究の目的

矯正教育に関する歴史的研究において青少年義勇軍の送出に関する論及は貧困である。矯正院・少年教護施設在籍者に対して青少年義勇軍への応募が懲罰された事実に関する指摘は見受けられるものの、総体を知ることはできない(たとえば佐々木光郎・藤原正範『戦前感化・教護実践史』2000年)。重要な史料への言及があるものの、青少年義勇軍政策の展開過程に対する顧慮がなく、歴史的意味の誤認も見受けられる(たとえば山田美香『日本植民地・占領下の少年犯罪』2013年)。関連行政の歴史的推移を叙述した矯正協会『少年矯正の近代的展開』(1984年)は重要な史料の存在を伝えてくれるものの、政策の展開過程の歴史的含意に関する論及に欠けるところがある。

本研究は、青少年義勇軍に応募した少年保護処分対象者の存在に焦点を合わせ、その募集・送出過程に関与した諸機関・諸団体の論理と送出の実態とを明らかにすることを目的とした。

分析視点として次の二点の仮説を設定した。第一に、矯正院・少年教護施設において出院後の進路として提示された「満蒙開拓青少年義勇軍」への応募は、陸海軍への現役志願と並び、当該期の少年保護処分対象者が更生した姿を自ら示してみせる手立ての一つであったのではないかと。第二に、国家の秩序の埒外に突出した者に対する矯正教育の達成の端的な指標は国家目的への挺身であったのではないかと。

この仮説を検証すべく、具体的な作業目標として次の三点を設定した。第一に、司法省を中心とした少年保護政策の遂行主体の政策意思を系統的に把握すること。そのため、関連公文書の調査を基軸として、各年の『少年審判所長保護観察所長矯正院長会同議事録』、『司法保護月報』、『司法保護事業年鑑』、『少年保護』等の逐次刊行物を分析して遂行する。第二に、矯正院・少年保護施設における処遇の推移を把握すること。そのため、各道府県の施設が公開した資料類の調査を基軸として、設置主体の別にかかわらず、募集・送出に関与した諸施設における応募者の計数的把握を遂行する。第三に、青少年義勇軍の応募者における少年保護処分対象者の位置を測定すること。そのため、応募者の社会的性格を把握すると共に青少年義勇軍政策の展開過程に即して少年保護処分対象者の送出に関する政策意思を把握する。

3. 研究の方法

本研究に関連する研究状況に鑑み、作業目標に応じて以下のような方法を考案した。

(1)資料の所在調査を基軸として、主として、司法省を中心とした少年保護政策の遂行主体の政策意思を系統的に把握する。

- ①司法省関連文書の所在調査(国会図書館、国立公文書館、法務図書館、矯正図書館)
- ②『少年審判所長保護観察所長矯正院長会同議事録』の収集と精査
- ③『司法保護月報』の収集と精査
- ④『司法保護事業年鑑』の収集と精査
- ⑤『少年保護』『司法補導』の収集と精査
- ⑥「国会会議録検索システム」を介した関連法案審議状況の抽出
- ⑦研究成果の公表(論文として公刊)

(2)応募者の計数的把握を主眼として、主として、矯正院・少年保護施設における処遇の推移を把握する。

- ①少年保護施設刊行資料の所在調査(国会図書館、都道府県図書館、都道府県公文書館)
- ②新聞記事の収集と精査(主として全国紙のデータベースを利用)
- ③研究成果の公表(論文として公刊)

(3) 青少年義勇軍政策の展開過程における少年保護処分対象者の位置を測定すべく、主として拓務省を中心とした関連機関の政策意思を把握する。

- ① 青少年義勇軍関連公文書の精査
- ② 青少年義勇軍関連の体験記録類（中隊レベル・個人レベル）の精査
- ③ 研究成果の公表（論文として公刊）

4. 研究成果

論文として公刊し得るほど作業の精度を高められなかったが、分析視点として設定した仮説の妥当性に関する見通しを得た。

(1) 移民関係機関は募集開始当初（1937～1938年）から、青少年義勇軍の応募適齢に照応した青少年で構成される団体等に焦点を合わせて応募勧奨活動を展開していた。少年保護関係機関も応募勧奨活動の場を提供しており、たとえば1937年12月2日、満州移住協会訓練部長の野々山彦鑑が少年保護事業講習会において「青年移民」の概要について講演していたことを確認できる（日本少年保護協会『少年保護』第3巻第2号、1938年2月）。

(2) 少年保護関係機関の初期の認識は、たとえば『第三回保護観察所長会同議事速記録』（1938年6月）によって確認できる。この会同では「大陸進出」の名の下に一般及び思想犯の保護観察対象者を「満州国」へ転住させる動向が注目されており、他に比して容易な実行方策として青少年義勇軍への応募勧奨活動が議論の俎上に上っている。日本国内から司法保護観察対象者を減らすという文脈での議論であり、保護観察対象の少年を移動させる手段として青少年義勇軍への応募勧奨活動に関心が向けられている点の特徴である。

(3) 少年保護関係機関の認識の推移は少年審判所長・保護観察所長・矯正院長が召集された各年度の会同議事録を通じて窺うことができる。会同における政策上の要点の共有と連動して、『司法保護月報』には青少年義勇軍への応募勧奨活動の実例に関する記事が掲載されていく。陸海軍への現役志願者と共に保護事業の存在意義を証する上で有益な事象であるとの視線は注がれたが、同時に少年保護処分対象者が青少年義勇軍内部の秩序を動揺させている事例に注意が払われるようになっていく。

(4) 1939年9月21日、司法省（保護課長）は少年審判所長・矯正院長宛に通牒「保護少年ノ大陸進出ニ関スル件」を發し、「義勇軍関係ノ保護少年ノ事故ハ続出ノ状況」と伝えた。通牒の趣旨は「義勇軍入隊後ノ成績向上ヲ確保スルニ遺憾ナキヲ期セラレ度」という点にあったが、1940年5月に開催された第9回会同において青少年義勇軍関連事項が指示事項・協議事項に掲げられなかったことが示唆するように、応募勧奨活動は政策上の重点ではなくなった（『第九回少年審判所長保護観察所長矯正院長会同議事録（昭和十五年五月十六―十八日）』）。

(5) 移民関係機関は同時期、青少年義勇軍の募集・送出方策を転換しつつあった。卒業期にある高等小学校ないし小学校高等科在籍児童を主たる募集源に据え、応募適齢の下限に近い地域性の強い応募者集団を青少年義勇軍として編成する方針に転換したことは少年保護関係機関の動向に影響を与えたものと思われる。各地方の審判所・矯正院・少年保護団体においては応募勧奨活動に際して少年保護処分対象者であることに対する社会的なまなざしへの対処が肝要であり、この転換は応募者の属性が際立つことになるからである。

(6) 矯正院・少年教護施設において出院後の進路として提示された「満蒙開拓青少年義勇軍」への応募は、陸海軍への現役志願と並び、当該期の少年保護処分対象者が更生した姿を自ら示してみせる手立ての一つであった。それは少年保護関係機関の応募勧奨活動においてしばしば揚言されたことであった。

(7) 1940年以降、青少年義勇軍への応募勧奨活動が政策上の位置を低めつつあったが、いわゆる「南方進出」が国策上の焦点となるにつれて青少年義勇軍への応募勧奨に関する議論は退潮に向かった。少年保護関係機関にとって国家の秩序の埒外に突出した者に対する矯正教育の達成の端的な指標は国家目的への挺身であったのであり、必ずしも青少年義勇軍への応募勧奨である必要がなかったことの証である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
|--|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|